

平成 27 年度

港湾局関係予算決定概要

平成 27 年 1 月 14 日
国土交通省港湾局

【平成 27 年度港湾局関係予算の基本方針】

平成 27 年度予算においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）」、「日本再興戦略改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）」、「平成 27 年度予算編成の基本方針（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）」を踏まえ、『東日本大震災からの復興加速』『成長戦略の具体化』『国民の安全・安心の確保』『地域の活性化』の 4 分野の取組を強力に推進する。

これにより、経済好循環をさらに拡大し、民需主導の経済成長につなげるための成長戦略の強化・深化や安全・安心な暮らしと持続可能な経済社会の基盤を確保する。

【港湾局関係予算総括表】

（単位：百万円）

| 事業区分 | | 平成 27 年度 予算案 (A) | 平成 26 年度 予算額 (B) | 対前年度比 (A/B) |
|-------------|-------------------------|------------------------|------------------------|----------------|
| 公 共 | 港湾整備事業 | 231,411 | 231,223 | 1.00 |
| | 港湾海岸事業 | 9,792 | 9,782 | 1.00 |
| | 災害復旧事業等 | 1,252 | 1,252 | 1.00 |
| | 小計 | 242,455 | 242,257 | 1.00 |
| 非 公 共 | 行政経費 | 1,002 | 903 | 1.11 |
| | 国際戦略港湾 競争力強化対策事業等 | 1,773 | 1,726 | 1.03 |
| | その他施設費 | 829 | 897 | 0.92 |
| | 国立研究開発法人 港湾空港技術研究所関係 | 1,226 | 1,378 | 0.89 |
| | 小計 | 4,830 | 4,904 | 0.98 |
| 合計 | | 247,285 | 247,161 | 1.00 |

注 1) 上記は、一般会計歳出国費である。

2) 上記には内閣府分（沖縄関連）を含む。

3) 本表のほか、平成 27 年度予算案には以下がある。

① 東日本大震災復興特別会計に計上する復旧・復興対策事業（港湾：28,702 百万円、災害：53,186 百万円）、
全国防災対策事業（港湾：6,167 百万円、海岸：143 百万円）（いずれも国費）

② 受託工事費（港湾：13,605 百万円、海岸：121 百万円）（いずれも国費）

③ 特殊要因（331 百万円）（国費）

④ 港湾関連起債事業の起債額（92,899 百万円）

4) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

【所管別内訳】

(1) 港湾整備事業

(単位：百万円)

| 所 管 | 平成 27 年度 予 算 案 (A) | 平成 26 年度 予 算 額 (B) | 対前年度比 (A/B) |
|-----------|--------------------------|--------------------------|----------------|
| 国 土 交 通 省 | 220,084 | 218,711 | 1.01 |
| 港 湾 局 | 197,905 | 196,270 | 1.01 |
| 北 海 道 局 | 17,266 | 17,462 | 0.99 |
| 国 土 政 策 局 | 4,913 | 4,979 | 0.99 |
| 離 島 | 3,390 | 3,436 | 0.99 |
| 奄 美 | 1,523 | 1,543 | 0.99 |
| 内 閣 府 | 11,327 | 12,512 | 0.91 |
| 沖 縄 振 興 局 | 11,327 | 12,512 | 0.91 |
| 合 計 | 231,411 | 231,223 | 1.00 |

注1) 上記は、一般会計歳出国費である。

2) 特定離島港湾施設整備等に係る予算は港湾局所管に計上している。

3) 本表のほか、平成 27 年度予算案には以下がある。

① 東日本大震災復興特別会計に計上する復旧・復興対策事業 (28,702 百万円)、全国防災対策事業 (6,167 百万円) (いずれも国費)

② 受託工事費 (13,605 百万円) (国費)

4) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

(2) 港湾海岸事業

(単位：百万円)

| 所 管 | 平成 27 年度 予 算 案 (A) | 平成 26 年度 予 算 額 (B) | 対前年度比 (A/B) |
|-----------|--------------------------|--------------------------|----------------|
| 国 土 交 通 省 | 9,786 | 9,776 | 1.00 |
| 港 湾 局 | 9,786 | 9,776 | 1.00 |
| 内 閣 府 | 6 | 6 | 1.00 |
| 沖 縄 振 興 局 | 6 | 6 | 1.00 |
| 合 計 | 9,792 | 9,782 | 1.00 |

注 1) 上記は、一般会計歳出国費である。

2) 本表のほか、平成 27 年度予算案には以下がある。

① 東日本大震災復興特別会計に計上する全国防災対策事業 (143 百万円) (国費)

② 受託工事費 (121 百万円) (国費)

3) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

【東日本大震災復興特別会計予算総括表】

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成 27 年度 予 算 案 (A) | 平成 26 年度 予 算 額 (B) | 対前年度比 (A/B) |
|---------|--------------------------|--------------------------|----------------|
| 港湾整備事業 | 34,869 | 35,366 | 0.99 |
| 復旧・復興 | 28,702 | 27,795 | 1.03 |
| 全国防災 | 6,167 | 7,571 | 0.81 |
| 港湾海岸事業 | 143 | 207 | 0.69 |
| 全国防災 | 143 | 207 | 0.69 |
| 災害復旧事業等 | 53,186 | 35,941 | 1.48 |
| 復旧・復興 | 53,186 | 35,941 | 1.48 |
| 合 計 | 88,198 | 71,514 | 1.23 |
| 復旧・復興 | 81,888 | 63,736 | 1.28 |
| 全国防災 | 6,310 | 7,778 | 0.81 |

注1) 上記は、歳出国費である。

【新規制度等】

| 事 項 等 | 新規制度等内容 | 備考 |
|---------------------------|---|---------|
| 1. 遠隔離島における港湾の管理体制の構築 | ○ 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用に関する活動拠点となる遠隔離島の港湾の管理体制を構築する。 | 新規（公共） |
| 2. 長寿命化計画策定費補助の期限の延長 | ○ 港湾施設の適切な維持管理を推進するため、防災・安全交付金等を活用した長寿命化計画（維持管理計画）策定費補助の期限を平成 29 年度まで延長する。 | 延長（公共） |
| 3. クルーズ船の受入を円滑化するための先導的事業 | ○ 物流ターミナル等の既存ストックを有効活用しつつ、クルーズ船を円滑に受け入れるため、クルーズ船とバスの乗り換え導線の改善などの先導的事業を実施する。 | 新規（非公共） |

【港湾関係税制】

| 事 項 | 税制改正内容 |
|---|--|
| 1. 緊急物資等の輸送確保に向けた港湾における民有護岸等の耐震改修促進のための課税標準の特例措置 <創設> | ○ 大規模地震発生時の航路機能を確保するため、民間事業者が国の無利子貸付制度を活用し、航路沿いの護岸等(特別特定技術基準対象施設)を耐震改修した場合の課税標準の特例措置を創設(3年間) → 固定資産税の課税標準 2/3(取得後5年間) |
| 2. 地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税店の拡大 <拡充> | ○ 外航クルーズ船の寄港時にふ頭に臨時出店する仮設店舗の免税許可申請を簡素化 |
| 3. 国際戦略港湾及び一定の要件を満たす国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置 <延長> | ○ 国際戦略港湾及び一定の要件を満たす国際拠点港湾の港湾運営会社(特例港湾運営会社を含む)が、国の無利子貸付又は補助を受けて取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置を延長(2年間) → ①国際戦略港湾(京浜港、阪神港) 固定資産税・都市計画税の課税標準 1/2(取得後10年間) ②一定の要件を満たす国際拠点港湾(苫小牧港、仙台湾港、新潟港、清水港、名古屋港、四日市港、広島港、関門港、博多港) 固定資産税・都市計画税の課税標準 2/3(取得後10年間) |
| 4. 資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となるふ頭の荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置 <延長> | ○ 特定貨物輸入拠点港湾において、特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が、国の補助を受けて取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置を延長(2年間) → 固定資産税・都市計画税の課税標準 2/3(取得後10年間) |
| 5. 軽油引取税の課税免除の特例措置 <延長> | ○ 港湾運送に使用される自動車登録を受けていない機械及び船舶の動力源に供する軽油並びに港湾整備等に従事する作業船の動力源に供する軽油に係る特例措置を延長(3年間) → 軽油引取税 課税免除 |